

NPO法人 マリンネットワーク

**平成 25 年度 総会資料**

日時 平成 25 年 5 月 25 日 (土) 13:00~13:45

場所 札幌きょうさいサロン 『高砂』

(札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 共済ビル 8 階)

NPO法人 マリンネットワーク

## 平成 25 年度総会 次第

日時 平成 25 年 5 月 25 日(土) 13:00~13:45

場所 札幌きょうさいサロン 『高砂』

1 開 会

2 総会定足数報告

3 理事長挨拶

4 議長選出

5 総会

1) 総会開会宣言

2) 議事録署名者選任

3) 議案審議

第 1 号議案 事業報告について

第 2 号議案 平成 24 年度収支決算報告並びに監査報告について

第 3 号議案 平成 25 年度事業計画(案)について

第 4 号議案 平成 25 年度収支予算(案)について

第 5 号議案 旅費規程、謝金規程について

4) 総会閉会宣言

6 その他

7 閉 会

## 第1号議案

# 平成24年度 事業報告

## ■NPO法人マリンネットワーク 設立記念講演会・交流会

日時 2012年9月13日(木) 15:00~17:00

場所 北海道大学学術交流会館小講堂(札幌市北区北8条西5丁目)

### ・講演会プログラム

1. 基調講演 「目指せ!ハマの総合商社」渡辺好明(マリンネットワーク顧問、元農林水産事務次官)

2. パネルディスカッション「漁業地域の現状と今後の可能性について」

#### パネリスト

川合貞之 (松前町農林畜産課長)

山郷佳克 (シーニックバイウェイ萌える天北オロロンルート事務局長)

高谷大喜 (NPO法人マリンネットワーク副理事長・北海道漁協青年部連絡協議会副会長・南かやべ漁業協同組合青年部長)

藤澤義博 (NPO法人マリンネットワーク会員・NPO法人全国てらこやネットワーク理事)

古屋温美 (NPO法人マリンネットワーク理事長)

コーディネーター 遠藤仁彦 (NPO法人マリンネットワーク理事・北海道開発局開発監理部開発調整課開発企画官)

(役職は当時)

3. マリンネットワーク活動計画について 古屋温美(マリンネットワーク理事長)

・交流会: レストラン エルム(住所: 北11西8ファカルティハウス エンレイソウ)

・参加者数: 講演会 110名、交流会 65名

## ■持続可能な漁村地域づくりに関する事業

(1) 留萌開発建設部第6回地域づくりセミナー /

NPO法人マリンネットワーク第1回講演会

「サステナブル(持続可能)な地域をいま考える」

日時: 2013年2月1日(金) 15:00~17:00

場所: 苫前町 とままえ温泉ふわっと「風Wホール」

### プログラム

・開会挨拶 北海道開発局留萌開発建設部長 許士 裕恭氏

・基調講演 北海道大学総長 佐伯 浩氏「これからの北海道を考える」

・講演

1. 苫前町長 森 利男氏「北海道の再生可能エネルギーが生みだすもの」

## 2. NPO法人マリンネットワーク理事長 古屋温美氏

「水産業を核とした北海道の地域づくりについて」

・参加者数 約 120 名

主催：北海道開発局留萌開発建設部・NPO法人マリンネットワーク

後援：北海道留萌振興局、苫前町、シーニックバイウェイ北海道 萌えるオロロンルート

### (2) フィシュラン北海道

主に、コンセプトの検討と既存資料の収集を行った。次年度、フィシュラン北海道ホームページ制作。

## ■漁村地域の担い手支援に係る事業

### (1) 第1回マリンナレッジサークル

日時：平成 24 年 10 月 19 日（金）18：00～

場所：一般社団法人 寒地港湾技術研究センター会議室

内容：漁業者、研究者、民間企業、行政等の多様な人たちが集まり、地域の課題や様々な対策等についての意見交換を目的としています。

#### プログラム

- ・話題提供：「まずは北海道の漁村地域を知ろう」  
北海道水産林務部の山口修司主幹（当NPO法人理事）
- ・意見交換
- ・参加者数：21 人

### (2) 第2回マリンナレッジサークル

日時：平成 25 年 2 月 2 日（土）9：00～11：00

場所：苫前町 とままえ温泉ふわっと会議室

#### プログラム

- ・話題提供：「次期北海道マリンビジョンと最近の話題」  
北海道開発局農業水産部水産課 岡貞行課長
- ・意見交換
- ・講師、地元漁業者、NPO会員あわせて 36 名

## ■情報収集及び調査研究

業務名：地域循環型エネルギーエコタウンプロジェクト委託業務

「循環型エネルギーのエコタウンづくりの確立を目指すための勉強会開催など」

業務内容：（1）勉強会開催 （2）廃フィルムラップ管理状況などの実態調査（アンケート）、（3）プロジェクト推進の調整・指導・助言など

発注者：天塩エココンソーシアム

契約金額：210,000（税込）

履行期間：平成 24 年 11 月 13 日～平成 25 年 3 月 11 日

■その他

- ・「開発こうほう」2012 年 11 月号掲載 P37～40

第2号議案

平成24年度 NPO法人に係わる収支決算書

会計期間：平成24年7月4日～平成25年3月31日

NPO法人マリンネットワーク

単位：円

科目	科目	予算(A)	決算(B)	(B)-(A)	備考
1. 収入の部		620,000	1,740,367	1,120,367	
1. 会費収入		350,000	829,000	479,000	
	個人会員(正93人、賛30人)	150,000	369,000	219,000	
	法人会員(正40口、賛6口)	200,000	460,000	260,000	
2. 事業収入		220,000	491,500	271,500	
	①漁村地域とそれ以外との交流促進事業	0	0	0	
	②持続可能な漁村地域づくりに係る事業	20,000	0	-20,000	
	・第1回講演会(苫前町)				
	③漁村地域の担い手支援に係る事業	100,000	24,000	-76,000	
	・マリンレッジサークル				
	④情報収集及び調査研究	100,000	210,000	110,000	
	・天塩コンソーシアム				
	⑤その他	0	257,500	257,500	
	・設立記念講演会、開発こうほう原稿				
3. 預貯金利子		0	67	67	
4. 寄付金等収入		50,000	407,000	357,000	
5. 補助金等収入		0	0	0	
6. 雑収入		0	12,800	12,800	
2. 支出の部		520,000	837,752	317,752	
1. 事業費		370,000	400,649	30,649	
	①漁村地域とそれ以外との交流促進事業	20,000	0	-20,000	
	②持続可能な漁村地域づくりに係る事業	100,000	129,965	29,965	
	・第1回講演会(苫前町)				佐伯先生講師料、交通費宿泊費、会場費等 55,555、30,640、43,770
	③漁村地域の担い手支援に係る事業	200,000	26,724	-173,276	
	・マリンレッジサークル				第1回サークル会議費26,724
	④情報収集及び調査研究	50,000	10,000	-40,000	
	・天塩コンソーシアム				天塩出張日当 10,000
	⑤その他	0	233,960	233,960	
	・設立記念講演会				設立記念講演会 交流会飲み物、交流会費用、ス タッフ会議 21,460、194,500、18,000
2. 運営費		150,000	437,103	287,103	
	給料手当	120,000	106,000	-14,000	
	消耗品	10,000	58,808	48,808	
	通信費	20,000	6,800	-13,200	
	外注費	0	42,000	42,000	
	荷造運賃発送費	0	28,000	28,000	
	会議費	0	29,500	29,500	
	旅費交通費	0	162,670	162,670	
	租税公課	0	2,800	2,800	
	支払手数料	0	525	525	
当期収支差額		100,000	902,615	802,615	
前期繰越収支差額		0	0	0	
次期繰越収支差額		100,000	902,615	802,615	

# 監 査 報 告 書

平成 25 年 5 月 17 日

NPO法人マリネットワーク  
理事長 古屋 温美 殿

NPO法人マリネットワーク  
監事 吉水 守  
宮下 晃一



私たち、監事は、平成 24 年 7 月 4 日から平成 25 年 3 月 31 日までの平成 24 年度における会計及び業務の監査を行いました。その結果につき次のとおり報告します。

## 1. 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、会計帳簿及び関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討しました。
- (2) 業務監査については、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、業務執行の妥当性を検討しました。

## 2. 監査意見

- (1) 平成 24 年度事業報告書、平成 24 年度収支決算書は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財政状態を正しく示していると認めます。
- (2) 事業報告書の内容は、真実であると認めます。
- (3) 理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実はないと認めます。

## 第3号議案

### 平成25年度 事業計画

#### ■ NPO法人マリンネットワーク 平成25年度総会・講演会・交流会

日時 2013年5月25日(土) 13:00~17:30

場所 きょうさいサロン 8階「高砂」

##### I 総会

##### II 講演会プログラム

1. 開会挨拶 NPO法人マリンネットワーク理事長 古屋温美
2. 基調講演 「食育のこれから・・・」  
勝野美江氏：食育ボランティア  
筑波大学大学院人間総合科学研究科生涯発達科学専攻（博士後期課程）
3. トークセッション「水産物の消費と食育の役割を考える」（仮）  
勝野美江氏（同上）  
山際睦子氏（元 北海道栄養士会副会長（食育推進委員会委員長））  
古屋温美氏（NPO法人マリンネットワーク理事長）  
コーディネーター：遠藤仁彦氏（NPO法人マリンネットワーク理事、国土交通省港湾局技術企画課技術監理室長）
4. NPO法人マリンネットワークの活動報告  
NPO法人マリンネットワーク理事長 古屋温美
5. 閉会挨拶

##### III 交流会 札幌きょうさいサロン 『竹』（7階）

#### ■ 漁村地域とそれ以外との交流促進事業

- ・南かやべ養殖真コンブオーナー制小分けの試験販売

#### ■ 持続可能な漁村地域づくりに関する事業

- ・フィッシュラン北海道など

#### ■ 漁村地域の担い手支援に係る事業

(1) 第3回マリンナレッジサークル

日時：平成25年7月上旬

場所：室蘭市追直漁港



内容：漁業者、研究者、民間企業、行政等の多様な人たちが集まり、地域の課題や様々な対策等についての意見交換を目的としています。

#### プログラム

- ・ 話題提供：「次期北海道マリンビジョンと最近の話題」  
北海道開発局農業水産部水産課 岡貞行課長
- ・ 意見交換

#### ■情報収集及び調査研究

- ・ 調査研究業務など

#### ■その他

- ・ 北海道新聞 書評『漁業と震災』（平成 25 年 5 月 12 日朝刊）

第4号議案

平成25年度 NPO法人活動に係わる収支予算計画書

会計期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日

NPO法人マリンネットワーク

単位：円

科目	科目	前年度実績	H25予算	備考
1. 収入の部		1,740,367	1,595,100	
1. 会費収入		829,000	1,005,000	
	個人会員(正100人、賛35人)	369,000	405,000	
	法人会員(正50口、賛10口)	460,000	600,000	
2. 事業収入		491,500	440,000	
	漁村地域とそれ以外との交流促進事業	0	20,000	南かやべオーナー制真コンブ小分け
	持続可能な漁村地域づくりに係る事業	0	20,000	フィッシュラン北海道
	漁村地域の担い手支援に係る事業	24,000	50,000	ナレッジサークル参加費
	情報収集及び調査研究	210,000	100,000	
	その他	257,500	250,000	総会・交流会会費、原稿料など
3. 預貯金利子		67	100	
4. 寄付金等収		407,000	50,000	
5. 補助金等収		0	100,000	
6. 雑収入		12,800	0	
2. 支出の部		837,752	990,000	
1. 事業費		400,649	546,000	給料手当、会議費、旅費交通費計上
	①漁村地域とそれ以外との交流促進事業	0	21,000	南かやべオーナー制真コンブ小分け
	②持続可能な漁村地域づくりに係る事業	129,965	200,000	フィッシュラン北海道
	③漁村地域の担い手支援に係る事業	26,724	25,000	ナレッジサークル
	④情報収集及び調査研究	10,000	50,000	
	⑤その他	233,960	250,000	総会会場費、交流会費、講師謝金など
2. 一般管理費		437,103	444,000	
	給料手当	106,000	150,000	
	消耗品	58,808	30,000	
	通信費	6,800	10,000	
	外注費	42,000	30,000	
	荷造運賃発送費	28,000	40,000	
	会議費	29,500	30,000	
	旅費交通費	162,670	150,000	
	租税公課	2,800	3,000	
	支払手数料	525	1,000	

## 第 5 号議案

旅費規程、謝金規程を次のとおり定める。

# 旅費規程

## (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人マリンネットワーク（以下「法人」という）の活動に際し、法人の役員及び職員並びにこれに類する会員等に支給する旅費に関し必要なことを定めることを目的とする。

## (旅費について)

第2条 次の各号に該当するものが理事長の命じた旅行をする場合、実費弁償として旅費を支給する。

(1) 法人の活動を行うために、旅行をしたとき

(2) 他の団体の依頼により旅行をし、当該団体から旅費が支給されない者で法人が認めたとき

2 前号で旅費の一部が支給された場合は、本規程に基づいて計算した額と実支給額との差額を支給する。

## (旅費の計算)

第3条 旅費はすべて順路によって計算する。

2 順路とは、業務の遂行に必要な最も経済的な経路をいう。

3 本規程における発着点は、本規程適用者が勤務する事業所または自宅とする。

## (承認)

第4条 旅費の支給を受けようとする者は、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

## (旅費の種類)

第5条 旅費の種類は次の各号のとおりとする。

(1) 鉄道賃 鉄道旅行については、特急、急行を利用した場合は指定席料金を含めて支給する。

(2) 船賃 水路を利用した場合はその旅客料金を支給する。

(3) 航空賃 空路を利用した場合は、その路程に応じ支給する。

(4) 車賃 タクシー、レンタカーを利用した場合は、その実費を支給する。

(5) 宿泊料 宿泊料は宿泊を要する旅行で、旅行中の夜数に応じ定額を支給する。但し交通機関の寝台を要したときは支給しない。

(6) 日当 日当は旅行中の日数に応じ定額を支給する。

(7) 宿泊を要しない旅行に関しては、日当を支給する。

(8) 鉄道、船、航空、車賃と宿泊が含むパッケージ旅行を利用した場合はその実費を支給する。この場合、日当を支給する。

(9) 上記(1)～(4)について、グリーン席、スーパーシート等特別

料金は対象としない。

(10) 宿泊費、日当については別表の通りとする。

(旅費の仮払い)

第6条 旅費は原則として、必要な限度において仮払いを受けることができる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費の精算払い又は仮払いを請求する者は、必要な書類を添付し、理事長に請求するものとする。

2 仮払いを受けた者は、旅行終了後速やかに精算をしなければならない。

3 前項の精算の結果、過払いがあった場合は当該過払い額を返納しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めのない事項については、理事長が理事会に諮って別に定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は理事会にて行う。

(附則)

この規程は、平成24年7月4日にさかのぼって施行する。

別表 (第5条関係)

日 当	一日当り (宿泊を要しない場合)	2,000円
	一日当り (宿泊を要する場合)	5,000円
宿泊料	一泊 (道内)	8,000円
	一泊 (道外)	10,000円

# 謝金規程

## (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人マリネットワーク（以下「法人」という）の役員および職員以外の者に支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

## (謝金対象者)

第2条 法人の役員および職員以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

## (原稿執筆謝金)

第3条 法人の運営及び活動に必要な原稿を執筆した者には、対価として謝金を支払うことができる。

## (講師謝金)

第4条 法人の運営及び活動に必要な講演会、マリナレッジサークル、講座等の講師をした者には、対価として謝金を支払うことができる。

## (実作業謝金)

第5条 法人の運営及び活動に必要な実作業をした者には、対価として謝金を支払うことができる。実作業とは事務処理などの単純作業と、専門的知識を有する作業の2通りがある。

## (原稿執筆謝金の単価)

第6条 原稿執筆謝金の単価は、原稿の文字数を400字詰に換算して、400字詰当たり3,000円とする。なお、400字未満は400字に切り上げて処理するものとする。また、翻訳等の外国語を要する原稿に関しては、上記の謝金の単価を1.5倍として計算した額とする。

## (講師謝金の単価)

第7条 講師謝金の単価は、以下のように支払うことができる。

種別	内容	上限金額(円)
講演謝金	講演における謝金 1日1回あたり	50,000
講師・指導謝金	マリナレッジサークル・講座等における謝金 1日1回あたり	20,000

## (実作業謝金の単価)

第8条 実作業謝金の単価は、単純作業は1日(8時間)当たり8,000円(1時間当たり1,000円)とする。専門的知識を有する作業は1日(8時間)当たり16,000円(1時間当たり2,000円)とする。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第9条 第2条に定める謝金対象者には、第6条、第7条及び第8条に定める謝金の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

(雑則)

第10条 この規定に定めのない事項については、理事長が理事会に諮って別に定める。

(改正)

第11条 この規程の改正は理事会にて行う。

(附則)

この規程は、平成24年7月4日に遡って施行する。